

神戸徳洲会病院医療安全管理体制の改善に関する当部会における協議について

1. 経緯

2023年6月に神戸徳洲会病院における心臓・下肢カテーテル治療後に死亡例が続発していると複数機関宛に告発書が送付された。神戸市保健所が立入調査を実施し医療安全管理体制に不備を認めため、医療安全管理に関する指導（2023年8月28日付、2024年3月31日完了時期）を行い、是正計画書（2023年10月18日付）を受理した。

その後も医療安全管理体制の不備に対して継続して指導を行ってきたが、指導中にも関わらず、繰り返し医療法に違反し、医療安全管理体制に重大な不備を発生させたことから、医療法人徳洲会に対して改善措置命令（2024年2月20日付）を行い、法人本部より提出された改善計画書（2024年4月1日付）を受理した。

現在、保健所により、神戸徳洲会病院における医療安全管理体制の不備に対する定期的な立入調査を実施し、提出された改善計画書に基づいた措置の実現に向けて指導を実施しているところである。

2. 部会開催趣旨

このたびの神戸徳洲会病院の一連の事案に関しては、単に個々の病院従事者の問題ではなく、組織としてのガバナンスの脆弱さに起因するものと考えており、医療安全管理体制の抜本的な改善が必要である。

そのため、保健所による改善指導を進めていくにあたって、地域医療関係者、医療安全管理に関する有識者、市民・患者の立場からのご意見を踏まえたうえで進めていくべきと考えた。

保健所には医療事故について調査する権限はないが、神戸圏域における安全・安心な地域医療提供体制の構築という観点から、当部会においてご意見をいただき、神戸徳洲会病院の医療安全管理体制の改善を確実に実現するために、以下の方針で進める。

3. 今後の進め方（案）

- (1) 改善措置命令に定める令和6年8月末までに、「病院としての改善措置の完了」を確認のうえ、その後、改善措置が継続して適正に運用されているかの「改善状況の確認」のため、1年間の期間（令和6年9月1日～令和7年8月31日）を設ける。
- (2) 「病院としての改善措置の完了」および「改善状況の確認」にあたっては、保健所が立入検査等により確認するとともに、当部会において、「改善計画書の内容」「保健所による改善指導の状況」「改善の進捗状況」等についてご意見をいただき、それを踏まえたうえで、神戸市として判断を行う。

（スケジュール）

①改善措置命令期限（2024年8月末）まで：改善計画書に基づく改善措置の達成状況の確認

第1回目 2024年6月6日（本日：2024年度第1回病床機能検討部会）

第2回目 2024年8月上旬

⇒2024年8月末を期限として、「病院としての改善措置完了」の可否を神戸市として判断

②改善措置命令期限（2024年8月末）後1年間：改善措置が適正に運用され、医療安全体制が確保されているかの確認

第3回目 2025年1～2月頃

第4回目 2025年8月

⇒2025年8月末、「医療安全体制の改善完了」の可否を神戸市として判断

（参考）神戸徳洲会病院の移転再整備事業

移転再整備事業については、現病院での医療安全管理体制の確保が前提。そのため、当部会での意見を踏まえて、神戸市として改善が完了したと判断した場合に進めるものとする。

<事業計画書概要>

病床数（予定）：216床

病院の特色：産科機能及び小児救急を含めた救急医療機能をもつ急性期病院として、地域の中核病院となるように近隣の医療機関と連携を図り、地域医療支援病院を目指す。また在宅後方支援病院としても地域を支援する。

スケジュール：令和4年4月～令和5年3月 解体工事
令和4年7月～令和5年8月 病院実施設計
令和5年9月～令和6年12月 病院建設工事
令和7年2月 開院